

# 中国の協定貿易

— その盛衰と残光 —

片 岡 幸 雄

## ま え が き

中国は建国以来さまざまなやり方で貿易を行ってきたが、この中の一つに協定貿易がある。協定貿易はかつて極めて重要な地位に立ったこともあったが、今日では従来に比べてその地位は低くなっている。中国を取り巻く客観的条件と中国自体の主体的条件によって、協定貿易の動向も変化を蒙っているが、中国が協定貿易の形の貿易を行ってきたのには、大別して3つの背景があると思われる。

第1に、中国自体が主体的に構築してきた経済体制とその運営方式に背景がある。周知のように、中国は建国以来経済を社会主義的に改造し、指令性方式による計画経済体制を構築していったが、中央がすべてを計画し、遂行過程まで中央が指令するという経済運営の方式の下では、貿易においても個別的な貿易取引もすべて中央が計画し、指令するから、相手国が同意するなら、計画的な協定貿易を行うと、資金面からしても、物資計画からしても、その方が合理的であるということになる。対社会主義諸国との貿易が従来協定貿易の形で行われてきたのは、貿易相手国が中国とほぼ同様の計画経済体制をとっていたから、相互に同意が得られやすかったからである。

言うまでもなく建国当初の時期においては、指令性計画体制は完全な形

で構築されてはいなかったが、中央はやはり行政的方法によって貿易計画を立てたから、内容的には同じことになる。

第2に、協定貿易が発展してきた背景には、西側諸国がとってきた対中“封鎖・禁輸”といった事情がある。建国当初から朝鮮戦争期を通じて強固に形成された西側諸国の中国封じ込め政策によって、中国は西側諸国との貿易が著しく制約されたため、ソ連・東欧諸国との貿易を主軸とせざるをえなかった。このため、協定貿易の地位が高まっていった。中ソの政治的關係が悪化するにつれて、両国間の貿易は規模が小さくなっていった。これと対照的に西側諸国との貿易が拡大していく。したがって、協定貿易の地位は下がっていくのである。

第3に、発展途上国との経済協力、いわゆる“南南協力”関係を背景として展開される協定貿易である。中国自体南の側の国であり、可能なかぎり協定貿易を行っていくことは、相互に外貨計画上からしても、開発計画上からしても、一定の合理的な根拠が存在する。

上述の3つの背景の下に行われてきた協定貿易も、中国自体の経済体制改革の進展、東欧諸国・ソ連における経済体制改革の進展、中国をめぐる世界経済環境の変化、発展途上国の政策の変化などによって、様子が大きく変わってきている。本稿では、中国の協定貿易の中で最も重要な位置にあったソ連との協定貿易に焦点をあてながら、その変容と内在した問題点、特殊性などを顧み、併せて非社会主義諸国との協定貿易についても、若干の内容をみておきたい。

## I 協 定 貿 易

言うまでもなく、協定貿易は非協定貿易に対して使用される用語である。非協定貿易というのは、貿易当事国（地域）の間に貿易協定が締結されていない状況下において行われる貿易のことである。このような貿易は、関係当事国（地域）間に正式の国交（正常な関係）がないとか、正式には国交が存在していても、まだ貿易協定が締結されるまでにいたっていないと

かいった場合に行われる貿易である。したがって広義には、協定貿易というものは政府間貿易協定に基づいて行われる貿易のことをいう。<sup>(1)</sup>

しかしながら、この広義の協定貿易とは区別された狭義の協定貿易なるものが、本稿の主題である。狭義の協定貿易は広義の協定貿易と対立・矛盾関係にはない。狭義の協定貿易は当然ながら政府間貿易協定に基づいて行われる貿易であるが、その協定の内容が細部の品目、支払様式などまでにも及び、しかも当事国（地域）政府がその協定内容について履行の義務を負うという、極めて拘束性の強い形の貿易をいう。先進資本主義国間でも貿易協定は締結されているが、この場合には最恵国待遇など、当事国の企業間の取引（貿易）に適用される一般的な原則的取り決めや関係法との関連などが規定されているのみというのが普通であり、具体的な取引内容については貿易当事者が協議の上取り決め履行するというものになっている。しかし、貿易協定の取り決め内容がこの範囲をこえて、具体的な年度毎の交換商品、数量、価格の設定方法、価額、清算の方法などにわたっているような場合には、協定締結の当事者である政府が、その履行に責任を負わなければならないのは当然であるから、この狭義の意味の貿易協定は、相互に協定締結国（地域）政府を拘束する。

狭義の協定貿易は上述のような意味合いをもっているから、概していえば政府が何らかの形で当該国（地域）経済に直接干与しているような状況下で行われるのが一般的といえよう。社会主義計画経済といわれる経済運営方式下の諸国間で、この種の貿易が主要形態をなすのはこのためである。しかし、狭義の協定貿易は社会主義計画経済に固有のものというわけではなく、わが国も含めた資本主義諸国においても実行されたことがある。

今日中国の狭義の協定貿易額が、貿易総額の中に占める割合は精々7%

(1) 徐景霖編著「国際貿易実務」、東北財経大学出版社、1989年、318頁。場合によっては民間団体との間で結ばれた“貿易取り決め”も貿易協定と呼ばれ、これに基づく貿易も協定貿易と呼ばれることもあるが、一般的には政府間貿易協定に基づくものを協定貿易という（羅来儀主編「対外貿易業務問題集解」、対外貿易教育出版社、1989年、320～321頁）。

程度とみられるが<sup>(2)</sup>、1985年7月10日ソ連との間で結ばれた1986～90年の長期貿易協定では、総貿易額は350億スイス・フランと定められていた。<sup>(3)</sup>1989年の中ソ間の狭義の協定貿易額は29億ドル、90年のそれも29億ドルぐらいになるとみられている。<sup>(4)</sup>1989年の協定貿易額29億ドルは、同年の中国側業務統計中ソ貿易総額の79%、90年の29億ドルは同年同総額の約74%を占めている。<sup>(5)</sup>

狭義の協定貿易は、他の方式による貿易とも対立・矛盾関係には立たない。ある特定国との貿易がすべて狭義の協定貿易であることもあるし、一部のみがそうであることもある。場合によっては、単一品目についてのみ狭義の協定貿易ということもある。ソ連・東欧諸国との貿易でみれば、狭義の協定貿易の外に、協定外補充バーター貿易、特定項目のバーター貿易、中継バーター貿易、非伝統協定貿易品目バーター貿易、輸出信用供与貿易、通常の決済方式による貿易、地方のバーター貿易、国境貿易など様々な形の貿易方式が並行して行われている。<sup>(6)</sup>また、狭義の協定貿易は必ずしも2国間のみの貿易協定によるとはかぎらない。1952年中国・ソ連・フィンランドの3国間で固有の協定貿易の取り決めが行われ実行された。

## II ソ連との協定貿易<sup>(7)</sup>

### (1) 概観

- 
- (2) 謝明干・羅元明主編「中国経済発展四十年」, 人民出版社, 1990年, 123頁。  
 (3) 夏林根・于喜元主編「中蘇関係辞典」, 大連出版社, 1990年, 215～216頁。  
 (4) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1990/91」, 中国広告有限公司, 1990年, 278～279頁。「同上年鑑・1991/92」, 1991年, 307～308頁。  
 (5) 同上各年鑑数値より算定。  
 (6) 上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」, 復旦大学出版社, 1989年, 172～175頁。  
 (7) 特別に断わらないかぎり, 以下狭義の協定貿易を指すものとする。但し, 統計上個別貿易形態毎の数値が発表されないため, 本稿では中ソ貿易総額から地方貿易額および国境貿易額を減じた数値で代用する。

中国とソ連との間では、1950年4月最初の貿易協定と商品交換協定が結ばれた。以後特定の年を除いて毎年貿易協定の更新・改定を経つつ、商品交換議定書が取り結ばれる形で協定貿易が行われることとなった。<sup>(8)</sup>爾来中ソ貿易はそのほとんどが協定貿易の形で行われてきているが、50年代には中国の総貿易額の内中ソ貿易額は常に首位を占め、1951～59年の期間中は一貫して40%以上のウェイトを占めていた。1959年の中ソ貿易額21億ドルの水準は、その実績が26億ドルに達した86年以前の中ソ貿易額の最高水準を示すものとして歴史的な重要性をもつ。<sup>(9)</sup>

1960年代に入ると、両国の政治的関係の悪化、対立を反映して、貿易額は極端に減少していく。1968年と69年には政府間貿易協定も締結されないといった状況であった。1960年の中ソ貿易額は約17億ドルであったが、60年代には一貫して減少をつづけ、70年にはわずか5,000万ドル程度の貿易額にまで下がっていった。1970年の中ソ貿易額は、当年の中国の貿易総額のわずか1%を占めているにすぎない。

70年代には中ソ貿易は上昇基調に転ずるが、79年に約5億ドルに達したのが最高額で、中国の貿易総額の1.7%程度のウェイトを占めているにすぎない。1971年からは、従来の協定貿易で行われてきたルーブル表示のバーター記帳決済方式は、スイス・フラン建てによるバーター記帳決済方式に改められた。また1975年からは、従来の1958年価格を基礎とした取引価格設定方式が、国際市場価格を基礎とした価格設定方式に改められた。<sup>(10)</sup>これ

(8) 夏林根・于喜元主編「中蘇関係辞典」、大連出版社、1990年、200～216頁。王和英・武心娟・舒玉敏・許明月「中華人民共和国対外経済貿易関係大事記（1949～1985）」、対外貿易教育出版社、1987年、393～408頁。

(9) 李康華・王寿椿編「中国社会主义初級階段的對外貿易」、対外貿易教育出版社、1989年、143頁によれば、1987年以前の中ソ貿易の最高額と述べられているが、中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1987」、中国広告有限公司、1987年、327頁によると1986年の中ソ貿易額は約26億ドルに達しており、少なくとも記録的には86年の中ソ貿易額が従来の最高水準の59年水準を凌駕した。

(10) 王紹熙編著「中国對外貿易理論和政策」、中国對外経済貿易出版社、1989年、211頁。

らのことは、中ソ貿易関係上における大きな変化といわなければならない。

80年代に入ってから、中ソ貿易は急速な拡大を示している。1980年の貿易額約5億ドルの水準を81年、82年は大幅に下回ったものの、83年には約7億ドルの水準に達した。1984年12月にはアルヒポフ第一副首相が中国を訪問し、中ソ経済技術協力協定、科学技術協力協定、経済・貿易・科学技術協力委員会設置協定の3協定が締結され、60年7月のソ連の対中援助打切り、技術者と専門家の全員引揚げ以来24年ぶりに、両国間の経済協力関係が正常な状態に戻されることとなった。1984年の協定貿易額は約12億ドル、85年は約19億ドル、86年は約26億ドルとなっている。1986年の貿易額が急拡大したのは、Iの部分ですでに述べた1986～90年の長期貿易協定の第1年目の年ということのためであろう。

1987年の政府間協定貿易額は約22億ドル程度とみられ、このほかに国境貿易額が1億2,000万ドル程度ある<sup>(11)</sup>。1988年の協定貿易額は約21億ドル、89年は約29億ドル、90年は約29億ドル前後となっている<sup>(12)</sup>。1988年の国境貿易及び地方貿易額は7億7,000万ドル、89年も7億7,000万ドル、90年は約10億ドルと報告されており、政府間協定貿易額の2国間貿易総額に占める割合は88年には約73%、89年には約79%、90年には約74%になっている。このことからわかるように、1988年以降国境貿易及び地方貿易額が相当のウェイトをもつようになってきており、これに対応して政府間協定貿易の地位が相対的に下がってきているというのが実状である。

1990年10月には先の長期貿易協定の期限切れに合わせて、新たに両国政府間で91年の貿易協定が締結されたが、この協定では従来の政府間協定貿易

(11) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1988」, 中国広告有限公司, 1988年, 344～345頁。1982年に国境貿易が再開され、88年中ソ間には正式に国境貿易協力関係取り決めが締結され、国境貿易に正統的位置が与えられることとなった。

(12) 「同上年鑑・1989/90」, 293頁。「同上年鑑・1990/91」, 278～279頁。「同上年鑑・1991/92」, 307～308頁。

(13) 「同上年鑑・1989/90」, 293頁。「同上年鑑・1990/91」, 278頁。「同上年鑑・1991/92」, 308頁。

易方式が抜本的に改められた。

- [1] 両国間で行われる中央政府関連貿易において、従来の記帳バーター方式による、履行の義務づけられた一括貿易取り決め方式という枠組が外されたこと。
- [2] 貿易決済方式が原則上、記帳バーター方式からハードカレンシーによる通貨決済方式に切り替えられたこと。
- [3] 中央政府間で直接取り決められる大型の特定項目の貿易については、今後なおバーター貿易方式も継続されること。<sup>(14)</sup>

ここにおいて、従来の中ソ政府間協定貿易の基本的な枠組は葬り去られたといえよう。しかし、1991年からの新しい両国貿易関係の中で、両国の実際の事情を踏まえると、上記③の項目に関連する政府間協定貿易の役割がなおかつ一定の重要な位置に立つことも見逃してはならない。中ソ両国が輸入支払いのための外貨が不足しているという現状の下においては、貿易決済をすべて通貨決済にもっていくまでになお一定の過度期が必要となるのであって、政府間協定貿易のもつ意味はまだ大きいのである。旧ソ連側の提供する工作機械、一般機械、発電設備、航空機、自動車などと中国側の提供する日用品や消費財との協定貿易の可能性の余地はなお存在しているみてよい。<sup>(15)</sup> 1991年の状況にかんする資料にはまだ触れる機会がないが、ソ連の国内経済事情からして、<sup>(16)</sup> 必ずしも発展的内容を具えた協定貿易

(14) 劉宝栄『進入蘇聯市場的機遇、風險与競争』、「国際貿易」、1991年第2期、56頁。「同上年鑑・1991/92」、308頁。

(15) 「国際商報」、1991年5月21日号。田豊倫『中蘇経貿関係の現状及対策』、「国際貿易問題」、1991年第4期、39頁。

(16) 1990年4月中国は対ソ日用品・消費財商品借款協定を締結し5億スイス・フランの商品借款を供与し、91年の5月中旬以前にもソ連向け7億3,000万ドルの商品借款を供与した模様である（「前掲年鑑・1991/92」、307頁。日本国際貿易促進協会「国際貿易」、1991年2月5日号、「国際商報」、1991年5月16日号）。恩田久雄教授の言及によれば、M. ブウレーエフは「外国貿易」誌、1990年10月号の『ソ中貿易：Clearing Account から Hard Currency へ』と題する論文において、次の

(次頁に続く)

とならなかった可能性も強い。本年に入ってから各々の独立国との間の貿易関係については明確に知ることができない。今3月中国・ロシア貿易経済協力協定が締結されたと報じられているが、<sup>(17)</sup>その内容はまだ知られない。

## (2) 輸出入商品構成

1950年代において、中ソ協定貿易が中国貿易にとっていかに大きなウェイトを占めていたかについてはすでに指摘したが、50年代の中ソ協定貿易の輸出入商品構成をみると、この時期の中国の経済建設にとって、中ソ協定貿易がいかに重要な位置に立っていたかが一層明確になる。

内藤昭教授は、この間の事情を次のように述べておられる。「アメリカを先頭とする資本主義諸国の中国封じ込め政策、とりわけ50年6月に始まった朝鮮戦争以後における対中国『禁輸』政策の強化は、中国と社会主義国との貿易の発展にいっそう拍車をかけた<sup>(18)</sup>」。国民経済復興期(1949～52年)を経て第一次5カ年計画(1953～57年)を推進していった中国にとって、経済建設に必要な設備や機械は、その多くの部分をソ連に仰がざるをえなかった。「1950～57年におけるソ連の対中国輸出商品構成のなかにみられるもっとも大きな特徴は、『設備および機械』の占める比重が年をおよ

ように述べているといわれている。

「ソ中の通商経済関係は精算勘定方式で行われてきた。……ソ中両国ともハードカレンシー不足の中で通商を行なうのに、この精算勘定方式は好都合であり、80年代末までは、全体としてソ中の必要性に合致していた。80年代にソ中貿易は14倍増となった。……しかし、この方式は二国間の輸出・輸入の見合いをとること、バランスに制約されて、現在の市場経済化・経済的分権化の動きにブレーキをかけ、さらにメーカーは新技術の利用・開発や製品を完全なものにする努力を怠ることにつながった。……そこで1991年1月以降、ソ中貿易も、対東欧諸国貿易と同様にハードカレンシーによる支払に変更したが、ソ連もこれらのパートナー各国もハードカレンシー不足に悩んでいるので、当面の1991年貿易は減少するだろう…」（恩田久雄『ソ連における求償的貿易の挫折と、アジア太平洋貿易によせるその新たな期待』、日本貿易学会「日本貿易学会年報」、1992年、44頁）。

(17) 日本国際貿易促進協会「国際貿易」、1992年3月17日号。

(18) 内藤昭著「現代中国貿易論」、所書店、昭和54年、92頁。



って急速に増大し、57年におけるその比重は約50%に達していることである。……しかも、そのうちプラントの輸出額はいっそう急激に増大しており、……このようなプラント輸出の急増は、第一次5カ年計画期におけるソ連の対中国企業建設援助にともなって発生したものである。……『石油および石油製品』の対ソ輸入も急速に増大し、ソ連の対中国輸出商品構成に占めるその比重は、1950年の2.9%から57年には16.6%へ上昇した。……『鉄鋼』も中国の対ソ輸入商品構成のなかでは、比較的大きな比重を占めていた。ただ、……第一次5カ年計画の末期には中国の鋼材自給率は86%に達しており、したがって、対ソ輸入も若干減少している。……1950年に中国の対ソ輸入商品構成のなかで76%を占めていた綿花、綿布、砂糖など消費資料を中心とする『その他』の品目の輸入は、軽工業および食料品工業の発展にともなってしだいに減少し、57年の比重は24%にまで低下している<sup>(19)</sup>」。

同期の対ソ輸出商品構成をみると、「原料品関係の『食料品製造用原料』、『繊維原料および半製品』、『動物性原料』など3つのグループの合計額が、中国の対ソ連輸出商品構成に占める比重は、50年の49.2%からしだいに低下し、57年には24.5%になっている。『非鉄金属、合金および精選鉱』のグループは、同じ期間に一貫して比較的大きな比重を占めていた。加工工業関係の『加工および半加工食料品』と『繊維製品』など2つのグループの合計額が、中国の対ソ連輸出商品構成に占める比重は、51年の8%からしだいに上昇し、57年には33.2%に達している。このような中国の対ソ連輸出商品構成における原料品輸出の相対的低下と工業品輸出の相対的増大は、中国における社会主義工業化の進展を反映している<sup>(20)</sup>」。

両国関係が不正常的な状態にあった1960年代と70年代を過ぎ、一応新たな経済関係が復活した1985年の協定貿易額も、中国の貿易総額のわずか3%を占めているにすぎない。中国の貿易総額に占める中ソ協定貿易額のウェ

(19) 同上書、93～95頁。

(20) 同上書、95頁。

イトは、1986年には4%、87年には3%、88年には3%、89年には4%、90年には3%といった程度のもになっており、中ソ協定貿易は50年代とは全く異なった位置にある。<sup>(21)</sup>

国境貿易及び地方貿易額のウェイトがまだそれほど高くない1987年の中ソ貿易総額の輸出入品目構成を、業務統計による内訳構成資料が利用できないことから税関統計によってみてみると、対ソ輸出では食品38.3%、油性種子16.2%、紡績・紡織品11.1%、衣服9.6%、繊維6.0%などが主な構成品目となっており、輸入では鉄鋼28.2%、機械及び運輸設備19.0%、木材13.8%、化学品17.1%、有色金属12.8%などが主な構成品目となっている。<sup>(22)</sup>

先にみたように、1988年以降は国境貿易及び地方貿易額のウェイトが大きくなってきており、協定貿易と国境貿易及び地方貿易を区別してみる必要があるが、両者の内訳を区別した統計が入手されないため、ここでは両者を一括した形で発表されている税関統計によって、全体としての構成をみてみることにしよう。

中国の対ソ輸出では、1988年には食品が35.8%、衣服13.3%、紡績・紡織品12.2%、油性種子10.8%、繊維6.1%、機械及び運輸設備（主として電力機械及び一般機械）7.2%などが主な品目構成となっている。1989年には食品30.7%、衣服14.5%、紡績・紡織品11.8%、機械及び運輸設備（主として一般機械、電力機械、通信・電気機器）10.3%、油性種子9.2%などが主な品目である。1990年には食品28.7%、衣服19.7%、機械及び運輸設備（主として一般機械、特殊工業用機械、通信・電気機器、事務用機器、

---

(21) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1986」、中国広告有限公司、1986年、964頁、945頁。「同上年鑑・1987」、327頁、311頁。「同上年鑑・1988」、367頁、351頁。「同上年鑑・1989/90」、315頁、299頁。「同上年鑑・1990/91」、304頁、287頁。「同上年鑑・1991/92」、334頁、317頁。

(22) 中華人民共和国海関総署主編「中国海関統計」、1988年第1期、香港経済導報社、1988年、3頁。

電力機械) 13.3%, 紡績・紡織品12.9%などが主品目となっている。<sup>(23)</sup> 概括的に述べるならば、最も大きなウェイトを占めるのは食品であるが、漸次そのウェイトは低下してきており、繊維関連品目、機械及び運輸設備品目のウェイトが上昇してきているのが傾向的特徴となっている。特に、繊維関連品目として一括すると、そのウェイトは1990年には食品のウェイトを凌駕している点が注目される。

一方輸入では、1988～90年の間輸入のウェイトが最も高いのは肥料で、1988年には22.7%、89年には23.8%、90年には30.4%のウェイトを占めている。これに次ぐ地位を占めるのが鉄鋼で1988年には19.3%を占めていたが、89年には18.5%、90年には16.9%とその地位は低下傾向をたどっている。運輸設備は1988年には10.1%のウェイトであったが、89年には12.6%、90年には13.3%と相対的ウェイトが高まっている。木材や有色金属は1988年にはほぼ10%のウェイトを占めていたが、90年には4～5%になっている。1990年には動力機械・設備のウェイトが急上昇しているのが目立つ。大分類別に総括すると、機械及び運輸設備が概ね25～30%を占め、鉄鋼と有色金属が主となった原料別製品が23～30%、肥料を主体とした化学品が25～30%を占めるといった構成となっている。<sup>(24)</sup> 旧ソ連の独立した各国と中国との貿易関係がどのような形で進むかは、今のところ全く予測がつかないが、昨今の各国の経済情況なり、各国の対外経済政策の独自性といったことを考慮すると、旧ソ連全体を引っ括めた諸国と中国との貿易においても、従来の輸出入品目構成にはかなりの変化が生ずるものとみられる。

### (3) 貿易協定の取り決め内容と履行

#### ① 貿易協定の取り決め内容

協定貿易は、関係両国政府が締結した貿易協定に基づいて行われる貿易

(23) 「同上統計」, 1989年第1期, 63～64頁。「同上統計」, 1990年第1期, 44頁。「同上統計」, 1991年第1期, 44頁。

(24) 「同上統計」, 1989年第1期, 63～64頁。「同上統計」, 1990年第1期, 59頁。「同上統計」, 1991年第1期, 59頁。

である。中国とソ連との間では、毎年年度毎の貿易・支払協定が取り交わされてきた。<sup>(25)</sup> 長期貿易協定が締結されている場合でも、毎年年度毎の貿易・支払協定が取り交わされる。協定の締結は従来モスクワで行われることもあったし、北京で行われることもあった。協定が締結されると、協定に定められた商品を取り扱う両国の専門外貿機関（中国の場合外貿專業総公司、ソ連の場合全ソ対外経済合同体）が、協定と引き渡し条件に基づいてさらに具体的事項について詰め、その年度の具体的な輸出入契約を行う。

## ② 協定内容

中ソ間の貿易・支払協定には、概ね以下のような内容が盛り込まれている。

### 〔1〕商品の種類と数量

協定の中の輸出入貨物明細書の中に、相互に交換する商品種類と数量が明確に記載されている。

### 〔2〕価格

交換される商品貨物の価格は、契約が行われる時点の国際市場価格を基礎とし、スイス・フラン建てとされる。価格の最終確定は両国の貿易機関の協議による。

### 〔3〕貨物引き渡しの方法

以下の貨物引き渡し実務取り決めを規定による。<sup>(26)</sup>

### 〔4〕決済方法

スイス・フラン建て記帳決済方式による。相互の年度取引額が相殺できず帳尻が生ずるような場合はいわゆる振り子勘定 (Swing Ac-

(25) 1967年までは貿易協定とバーター・支払議定書は別に定められていたが、70年以降貿易協定の中にバーター・支払いにかんする付属文書が含められるようになってきており、バーター・支払協定、あるいは同取り決めと呼ばれるようになってきている（徐景霖編著「国際貿易実務」，東北财经大学出版社，1989年，318頁。夏林根・于喜元主編「中蘇関係辞典」，大連出版社，1990年，212～216頁）。

(26) 徐景霖編著「国際貿易実務」，東北财经大学出版社，1989年，319～320頁。上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」，复旦大学出版社，1989年，169頁。

count) とし、一定の額までは無利子で信用供与し、一定の額を超える部分については、取り決め規定による利子支払いを行う。しかし、決済それ自体には金あるいは通貨を用いず、一定期間中に輸出入を調整して相互の均衡をとるというやり方がとられる。中国銀行とソ連対外経済銀行（1988年ソ連対外貿易銀行が改編され名称が改められた）にオープン勘定が設けられ、両行がこのオープン勘定で記帳計算処理する。<sup>(27)</sup>

### ③ 実務取り決め

実務遂行上の一般共通条件にかんする取り決めである。

#### 〔1〕 貨物引き渡し地点と輸送方式

##### (a) 鉄道輸送

引き渡し貨物が鉄道輸送される場合には、貨物引き渡しは輸出国の国境鉄道駅で行われる。満洲里駅↔ザバイカル駅、綏分河駅↔グロデコボ駅などで行われる。貨物に関する責任と保険は、車輛積荷引き渡し後は輸出国側から輸入国側に移る。

##### (b) 自動車輸送

自動車輸送の場合も貨物引き渡しは一般的には国境のステーションで行われるが、中ソ間の自動車輸送貨物引き渡し地点は、新疆维吾尔自治区の霍尔果斯と吐尔戈特間の国境地域↔ソ連のチャルゴスとトルゴッド間の国境地域とされている（1983年11月再開）。貨物に関する責任と保険は、引き渡し地点で関連貨物引き渡し書類にサインした時点から、輸出国側から輸入国側に移る。

##### (c) 河川輸送

(27) 姚昌・徐子荣編著「対外貿易業務知識」, 知識出版社, 1985年, 174頁。薛荣久著「国際貿易政策与措施概論」, 求实出版社, 1989年, 284~285頁。徐景霖編著「国際貿易実務」, 東北財經大学出版社, 1989年, 320頁。上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」, 復旦大学出版社, 1989年, 169頁。叶彩文・吳百福編「国際貿易結算」, 上海科学技術文献出版社, 1989年, 285頁。夏林根・于喜元主編「中蘇関係辞典」, 大連出版社, 1990年, 212~215頁。

河川輸送される場合の中国側の貨物引き渡し通商港は、黒龍江省黒河と同江である(1983年再開)。通常は輸出国側の港で船積し、貨物引き渡しを行う。船積み費用などの関連費用は、特定の契約がある場合を除いては通常輸入国側が負担する。貨物に関する責任と保険は、貨物引き渡し港で関連文書にサインした時点から、輸出国側から輸入国側に移る。

(d) 航空輸送

輸出国の飛行場で積荷し、機内で貨物引き渡しを行う場合には、それ以後の費用および責任、保険は輸入国側の負担。輸出国が飛行場で航空運輸会社に貨物を引き渡す場合、航空運輸会社に運び込むまでの費用は輸出国側が負担、それ以後の責任と保険は輸入国側に移る。輸出飛行場は北京、ハルピン、ウルムチなどである。

(e) 郵送

郵送による場合は、郵便局で貨物を発送した時点から、貨物の責任と保険は輸出国側から輸入国側に移る。輸送費用は輸出国側負担の場合もあるし、輸入国側負担の場合もある。場合によっては、各国領土内の輸送費用を各々で負担するというケースもある。

[2] 引き渡し期日

引き渡し期日は通常契約書の中に明記されているのが普通であるが、鉄道輸送、河川輸送、自動車輸送いずれの場合にも、国境での貨物引き渡しのサインあるいは捺印がなされた期日がとられる。

[3] 数量・品質・規格

貨物数量については、運輸手段の如何をとわず納品書による。郵送の場合には郵便小包送り状による。品質・規格については、輸出国の基準あるいは契約に定められた技術条件、さらに輸出国の商品検査機関あるいは生産単位の証明書に合致していなければならない。

[4] 包装・標示

契約に規定された条件に合わせて処理されなければならない。鉄

道輸送に関しては、「国際鉄道貨物連絡輸送協定」(1954年1月ソ連、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、東独、ルーマニア、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、アルバニア、ヴェトナム民主共和国、中国などがモスクワで締結した協定)による。

〔5〕貨物引き渡しの延期、繰り上げと罰則

貨物引き渡しの延期あるいは繰り上げについては、事前の一定期間内に相互に通知、新たな引き渡し日について協議しなければならない。貨物引き渡し期日の変更については、貨物の性格によって特別に罰金を科するとかいったことをしない一定期間が定められている。機械・設備については通常60日、その他の貨物については通常30日とされている。この期間を過ぎた引き渡しの遅延については、規定に従って罰金が科される。不可抗力による場合はこれに及ばないし、契約自体解消されることがある。

〔6〕貨物発送通知

貨物の発送については、輸出国側が輸入国側に事前あるいは事後の一定期間内にこれを通知しなければならない。F. O. B原則による場合には、輸入国側は通知を受けてから、手配した引き取り運輸手段、予定期日、引き取り地点などを、輸出国側に通知しなければならない。

〔7〕支払手続

輸出国側は貨物発送後、実務取り決めと契約に定められた文書及び為替決済申請書を本国為替銀行に持参する。当該銀行は確認の後、送り状に記載された金額を輸入国為替銀行（中国側は中国銀行、ソ連側はソ連対外経済銀行）の借方勘定に記帳し、同時に当該銀行の貸方勘定に記帳する。また、関連文書と支払通知書を輸入国為替銀行に送付する。輸入国為替銀行は支払通知書と関連文書を受け取った後、支払金額を輸出国為替銀行の貸方勘定に記帳し、直接の輸入単位から輸入代金を受け取る。

## 〔8〕クレーム

受け取った貨物の数量が、納品書に記載されている数量よりも少ないような場合には、一定の期間内に異議申し立てをし、貨物の補充なり、代金払い戻しを要求することができる。異議申し立て期限は一般に3カ月以内とされ、書面によって申し立てを行うこととなっている。また、契約に定めあるときにはこれによる。

輸入国側で貨物を受け取った場合に、品質が契約条件の品質に合致していなかったような場合、その原因が輸送中に生じたとき以外は、保険の対象とはならない。このような場合には、輸出国は値引きなり、修理、取り替えに応じなければならない。品質にかんする異議は、貨物引き渡しの日から6カ月以内に書面で行われることとなっている。

## 〔9〕仲裁

契約執行の過程で生じた紛争は、原則として話し合いによって解決するものとする。話し合いで解決がつかなかった場合には、仲裁の方式で問題を解決する。仲裁は原則として、被告国側の国際商事仲裁機関<sup>(28)</sup>によって行われる。

## ④ 輸出入契約

直接貿易に当たる対外貿易機関の間で交わされる契約は、年度貿易協定と実務取り決めに基づいて締結される。以下のような内容が含まれる。

- (a) 契約序文：輸出入単位名称、契約締結の依拠
- (b) 商品にかん：商品名、数量、品質・規格、価格、金額、引き渡し期する具体的日、引き渡し地点、輸送方式、包装・標示、関連必要規定文書、クレーム期限など
- (c) 契約に包括

(28) 上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」、复旦大学出版社、1989年、170～171頁。徐景霖編著「国際貿易実務」、東北财经大学出版社、1989年、320～321頁。吳百福・潘祖楨主編「進出口貿易実務」、知識出版社、1988年、206～207頁。



しきれなか：実務取り決めによって処理  
った事項

(d) 形式用件：契約書文字数、部数

(e) 付属文書<sup>(29)</sup>

### ⑤ 契約の履行

契約履行過程には、輸出では傘下公司への契約履行下達、生産・買付けの手配、輸送手段の手配、商品検査、通関、貨物積み込み、文書作成、為替決済などの業務が含まれる。輸入では、貨物引き渡し交渉、輸送手段の手配および通知、貨物受け取り、保険、文書管理、代金支払い、通関および貨物引き取り、商品検査、為替記帳および決済などの業務が含まれる。<sup>(30)</sup>以下、実務遂行上における若干の特殊性について付記しておきたい。

#### [1] 契約遂行主体

協定貿易としての輸出入は、中国では対外貿易專業總公司あるいは工貿總公司が担当し、遂行する。地方の外貿公司あるいは分公司は、總公司からの指令の下達をうけ、実務を遂行し、貨物の引き渡しなどを行う。相手方との直接交渉、問題が発生した場合の処理は、總公司が行う。地方外貿公司あるいは分公司は、通常相手方と直接交渉しない。<sup>(31)</sup>なお、輸出については対外貿易專業總公司あるいは工貿總公司が一手に責任主体となるから、請負もこれら總公司が行うものとみられる。地方外貿公司あるいは分公司は、規定に応じて外貨分配をうけるものとみられる。輸入についても、專業總公司あるいは工貿總公司の統一計算とみられる。

#### [2] 鉄道輸送上の特殊性

---

(29) 上海対外貿易協會編「対外經濟貿易実用大全」、復旦大学出版社、1989年、171頁。

(30) 同上書、171頁。

(31) 同上書、171頁。

鉄道輸送する場合は、送り状は先述した「国際鉄道貨物連絡輸送協定」に基づく送り状としての効力をもつ証券として発行される。送り状は正副2通、貨物引き渡しと輸送費支払いの後発行され、正本は貨物とともに送られ、輸送費および関連費用分担に合わせて、貨物引き取り側の代金支払いが完了したのち、貨物とともに貨物引き取り側に渡される。副本は、輸出単位の代金決済に使用される。

### 〔3〕 代金決済

すでに述べたように、為替手形を取り組まない。<sup>(32)</sup>

### 〔4〕 ソ連邦崩壊前夜の協定貿易の問題点

周知のように1991年12月21日をもって、ソ連邦は69年の歴史を閉じることになったが、連邦崩壊前夜の中ソ協定貿易には、以下のような問題点があった。

#### 〔1〕 価格設定上の問題点

協定貿易では、建値が輸出、輸入ともに高値で設定されることから、中国側会社は輸出には熱心であるが、輸入には熱心に取り組まないという状況が生じてきていた。

#### 〔2〕 協定記帳取引にともなう弊害

協定記帳貿易は予め政府間で定められた取引であることから、一般的な意味のいわゆる“ビジネスとしてのきびしさ”に欠ける面が出てくる。中国側の会社は協定記帳貿易をきらい、品質、納期、契約履行などがきちんと行われる西側諸国との通貨決済方式による貿易をより好む傾向にある。

#### 〔3〕 相互の需要の不一致

相互の経済計画にマッチしたすぐれた品目を協定貿易に盛り込むことが、かなり難しい状況にあった。このことの背景には、相互の国の技術水準あるいは構造なり、生産力構造なりの問題がある。

#### 〔4〕 緩慢な経済協力

(32) 同上書、172頁。

経済協力の進捗が遅いことが、中ソ間協定貿易拡大の一つの制約要因となっている。経済協力は、相互の国の全体的な経済状況に大きく依存することから、急速な進捗が望めない状況にあった。資金、支払い、相互の熱意や信頼度などにわたる障害が存在していた。<sup>(33)</sup>

#### 〔5〕ソ連の政治・経済の不安定

周知のように、社会主義体制自体が一大変革期の真直中にあるということから、特にソ連側の体制改革が順調に進まず、政治・経済の混乱と分裂が出てくるという中で、連邦政府自体の経済運営の当事者能力が問われるといった事態が生じてきていた。このような状況の中では、政府間の協定貿易の急速な発展は望めない。

#### 〔6〕西側諸国との関係に重点をおく中ソ両国

経済体制改革でソ連よりも先行する中国は、すでに西側諸国との経済協力関係の中で、開発を積極的に推し進めていっている。ソ連も、西側諸国との経済協力関係の中に戦略的重点を移してきていた。したがって、中ソ協定貿易は、各々の両国の対外貿易の位置づけからすれば、すでに限定的な意味しかもたなくなってきたのである。最近では両国の政治的關係が、直接協定貿易の成り行きに与える影響は少なくなってきた。1991年からの通貨決済方式の導入によるバーター取引の減少は、むしろ純経済的要求からみた従来の協定記帳取引の非合理的な部分が、自然な形に改められたとみる方が妥当であろう。

中ソ両国は両国の関係を修復してきたとはいえ、従来の「蜜月」的關係にはない。現下の国際関係とそこにおけるそれぞれの打算も踏まえ、両国は冷静にいわば一般的な国家関係を基礎とした両国関係を切り開こうとしていた。この関係の中で、政府間協定貿易のメリットを規模積極拡大型で引き出すまでの、ダイナミックな経済協力関係を推し進めるという主体的、客観基礎は弱まりつつあった

(33) 日本国際貿易促進協会「国際貿易」、1991年2月19日号。

といえる。

### Ⅲ 資本主義諸国、第三世界の国々（地域）との協定貿易

中国は社会主義諸国と協定貿易を行うほか、一部の資本主義諸国、第三世界の国々と政府間の協定貿易を行っている。これらの諸国との協定貿易は、社会主義諸国とこれまで行ってきた協定貿易とかなりの差異がある。

#### 協定内容

##### 〔1〕 輸出入貿易額と協定項目

一部の資本主義諸国、第三世界の国々（地域）との協定貿易は、社会主義諸国とこれまで行ってきた協定貿易と異なり、特定の数品目に限り協定貿易を行うというものである。すなわち、当事国（地域）政府は、特定の数品目の商品についてのみ数量と金額を協定し、その履行を保証するという形の協定貿易である。貿易協定には他の品目名称が列挙される場合もあるが、これらについては、数量や金額についての特定の定めのない場合には、双方の国（地域）の個別的な貿易機関が独自に成約し、取引を行うということになる。

##### 〔2〕 決済および清算方法

貿易協定の中には、相互に国家銀行に清算勘定を開設し、輸出商品借款および諸掛りなど記帳相殺し、スウィング勘定として一定期間の後差額を通貨決済するか、一部差額を通貨清算すると取り決めたものもある。<sup>(34)</sup> 近来この種の支払協定は減少してきている。これら諸国との貿易が漸次通貨決済になってきているためである。<sup>(35)</sup>

##### 〔3〕 有効期限

協定は単年度から3～5年の期限で結ばれる。

(34) 徐景林編著「国際貿易実務」, 東北財経大学出版社, 1989年, 322～324頁。

(35) 薛栄久著「国際貿易政策と措施概論」, 求实出版社, 1989年, 292頁。

#### IV 協定貿易の今後の動向

現時点での中国の協定貿易総額は正確には掴み難いが、貿易総額に占める協定貿易総額のウェイトは1959年にはほぼ7割を占めていたと推測されるから、今日の時点でのそれを既述のとおりほぼ7%としたとしても、協定貿易の地位は著しく下がっていると言わなければならない。協定貿易総額自体絶対額としても下がったとみられる時期もあるが、中国が対外開放政策に転じた1978年には、協定貿易総額は約30億ドル前後とみられ、貿易総額の14~15%ぐらいのウェイトをもっていたのではないかと推測される<sup>(36)</sup>。1980年代に入り、中国の対外政策転換の影響が具体的な形となって現われるようになるにつれて、協定貿易額も趨勢的には拡大していったとみられるが、貿易総額に占めるウェイトは一旦下がったが、その後やや上昇し6~7%といったところにあるものとみられる<sup>(37)</sup>。

協定貿易は今後どのような趨勢をたどるであろうか。以下1950年代に協定貿易を主要な地位ならしめた事情について先ず検討し、その後の事情を踏まえつつ、協定貿易の今後の動向に若干の考察を加えてみたい。

##### (1) 1950年代の協定貿易の推進要因

協定貿易の主軸部分はいずれの時期にあっても、ソ連を中心とするいわ

---

(36) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1984」、中国対外経済貿易出版社、1984年の貿易業務統計の数値では1959年の中ソ貿易額は21億ドル、「同年鑑・1990/91」、中国広告有限公司、1990年では、1959年の東欧8カ国と中国との貿易額は7億2,000万ドルと報告されており、発展途上国との協定貿易額を若干ふくめて、同年の総貿易額44億ドルの65~70%ぐらいが協定貿易額ではないかとの筆者の推計。

(37) 「同上年鑑・1990/91」によると、1989年におけるいわゆる計画経済体制の国々との貿易額は79億ドル、総貿易額の9.5%を占めている。これはすべてが協定貿易というわけではないから、若干マイナスしなければならない。また、他の諸国との協定貿易が若干加わるはずである。注(2)参照。

(38) いわゆる社会主義計画経済体制の国々との貿易額にその他の諸国の協定貿易額若干を上乗せするとほぼこれぐらいになろう（「同上年鑑・1990/91」、300頁）。

ゆる社会主義計画経済体制の国々との間の貿易によって占められているが、1950年代協定貿易を主要な地位ならしめた第1の潜在的要因は、何と云っても東西対決という国際政治上の基本要因である。中華人民共和国の建国自体反帝闘争、アメリカ帝国主義との闘争の過程で成し遂げられたものであるが、このことを背景として、また具体的に西側諸国の“封鎖・禁輸”といった中国封じ込め政策の中で、対外経済貿易関係はソ連を中心とする東側諸国との間に重心を置かなければならなかった。

第2に、東西対決という政治的な背景があつたのこともあるが、ソ連は1950年代に中国向けに長期低利の借款を供与している。50年代にソ連が中国に供与した借款は18億1,570万ルーブル（約4億5,000万ドル）に達する<sup>(39)</sup>。

内藤昭教授の分析によれば、「中ソ間の貿易収支は、1950年から55年まで、一貫してソ連側の出超となっており（内藤教授はソ連側資料に基づいて分析されている。中国の貿易業務統計では、1956年まで中国側の入超となっている〈中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1984」, 中国対外経済貿易出版社, 1984年IV68頁〉……括弧内は片岡注）……建国初期における出超, つまり中国側の入超は, 主として中国の国民経済の復興と社会主義工業化の進展にもとづく輸入需要の増加にたいし, 経済の後進性と長期にわたる戦争の災害のために, 輸出余力が一時的に若干不足していたことに起因する。この貿易収支の不均衡の一部を調整する役割を果たしたのは, ソ連から中国に供与された借款であつた<sup>(40)</sup>。」「中国の対ソ貿易収支の不均衡を調整するうえで, 重要な役割を果たしたソ連からの借款については……①第一次借款協定（1950年2月）による2億7,000万新ルーブル（12億旧ルーブル）, つまり3億ドル, 1950年から5カ年に5分の1ずつ供与され, 年利1%, 54年から63年末までの10年間に

(39) 王紹熙・王寿椿・許煜主編「中国対外貿易概論」, 対外貿易教育出版社, 1990年, 208頁。

(40) 内藤昭著「現代中国貿易論」, 所書店, 昭和54年, 92～93頁。

元利を償還。この借款は、ソ連が提供する機械設備および器材に対する支払にあてる。②第二次借款協定（1954年9月）による1億1,700万新ルーブル（5億2,000万旧ルーブル）、つまり、1億3,000万ドル。この借款は、ソ連からのプラント追加供給用として使用する<sup>(41)</sup>。というものであった。

第3に、ソ連を中心とする東側の諸国はいずれも計画経済体制の国々であり、計画的な貿易形態としての協定貿易が貿易の主要形態をなしていた。中国自体計画貿易を推し進めてきたから、協定貿易は相互に受け容れられる合理的な貿易形態として定着していった。

第4に、中国が内向きの開発戦略をとってきたこと、またこのことのために輸出の役割が軽視されてきたことから、輸出商品の供給不足が常態となっており、借款が得られかつ協定貿易形態の受け入れられるソ連、協定貿易形態が受け容れられる計画経済体制の国々との貿易に、自ずと傾斜していかざるをえなかった事情がある。裏を返せば、非計画経済体制の国々（地域）との非協定貿易に、それほど力を入れるという姿勢に欠けていたということは否めない。このこととの関連でさらに付け加えれば、第二次世界大戦後の資本主義世界市場は瀕死の状態にあり、余命いくばくもない、発展する余地のない市場であるから、この死に瀕した資本主義世界市場と積極的な関係をもつ必要はないとの認識に立っていた<sup>(42)</sup>。

第5に、植民地体制から脱して独立したアジア諸国との間で協定貿易形態の貿易が行われた。例えば、1952年中国はセイロンとの間にゴムと米のバーター5カ年長期貿易協定を締結した<sup>(43)</sup>。また、1953年にはパキスタンとの間で綿花協定、石炭協定が締結された<sup>(44)</sup>。1954年にはビルマとの間に米と

(41) 同上書、95～97頁。

(42) 鄭勵志著、游仲勳・片岡幸雄共訳『戦後主要資本主義諸国の経済発展(上)―戦後資本主義諸国が飛躍的に発展した理由はどこにあるか―』、「世界経済評論」、Vol. 24, No. 7, 1980年7月号、37～38頁。

(43) 前掲書、112～113頁。平井博二著「日中貿易の基礎知識」、田畑書店、1971年、253頁。

(44) 平井博二著「日中貿易の基礎知識」、田畑書店、1971年、253～254頁。

中国産品の貿易協定が締結された。<sup>(45)</sup>

## (2) 中ソ関係の変化と旧基盤の崩壊

協定貿易の中で大きな割合を占めていたのはソ連との貿易であったから、中ソ関係が悪化するにともない、協定貿易の地位も下がっていった。この過程で、中国は西側諸国との貿易に比重を移していった。1961年には中ソ貿易は激減するが、それ以降だんだんと貿易額は小さくなっていく。一方で、西側先進諸国との貿易が拡大していき、1967年には貿易総額のほぼ50%を西側諸国との貿易が占めるにいたるのである。しかしこの時点でも、協定貿易額はおよそ2割を占めていた。1970年代の中葉の時点では、協定貿易額は16～17%程度と推測される。<sup>(46)</sup>

すでにみてきたように、70年代には中ソ貿易は上昇基調に転じ、80年代に入ってから急速に拡大していった。いわゆる社会主義計画経済体制の国々との貿易額も拡大していき、協定貿易額も拡大していったものとみられるが、これら諸国はこの間に経済体制改革を推し進めてきていた。

ソ連の対外貿易体制改革は1967年から始まったが、1978年従来の全ソ外国貿易合同体が全ソ対外経済合同体に改組され、経営自主権の拡大がはかられた。改組後は全部で46の大型全ソ対外経済合同体が存在する。<sup>(47)</sup>「ソ連総合商社(全ソ対外経済合同体……括弧内は片岡注)は省庁と直結しており、各省庁の監督下にある。総合商社は経営に必要な国家資産を有し、完全独立採算制のもとで経営を行う。総合商社は法的には法人であり、自主独立体である」。<sup>(48)</sup>また、自己の名で対外貿易の契約権をもつ。<sup>(49)</sup>

1987年には、地方と工業部門およびメーカーに外貿権が与えられた。これによって、20余りの部および委員会、70余りの生産合同体と企業に直接

(45) 内藤昭著「現代中国貿易論」, 所書店, 昭和54年, 113～114頁。

(46) 同上書, 154頁。

(47) 陳時万・劉澄・徐海寧編著「国際貿易政策与措施」, 中国対外経済貿易出版社, 1990年, 215頁。

(48) 中津孝司著「ソ連・東欧貿易経営論」, 晃洋書房, 1991年, 133頁。

(49) 前掲書, 216頁。



の外資経営権が与えられた。これら単位の貿易取扱高は、ソ連全体の総貿易額のほぼ20%に達する。これと同時に、従来完全に中央に集中されていた外資経営権が共和国に下放された。<sup>(50)</sup>

1989年4月からは、国営企業、私営合作社およびその他の機関も含むすべての商社、企業は、外国の企業と直接貿易をすることができるようになった。<sup>(51)</sup>

こういった体制改革によって、ソ連では150余りの部門、140余りの経済共同体および企業、すべての共和国が、直接国際市場で取り引きすることができるようになった。対外経済関係部には22の専門経済合同体がのこされるのみとなった。<sup>(52)</sup>

ハンガリーにおいても、1962年から貿易体制改革の準備が始められ、68年以降本格的に体制改革が推し進められた。改革は従来対外貿易部直属の対外貿易専門機関（商社）にのみ与えられていた外資権を、農業生産合作社をも含む生産企業、商業企業に賦与していくという形で推し進められた。1970年代にはこの動きは一時停滞したが、80年代に入り再びこの動きは積極的に推し進められるようになった。1981年には貿易権限の指定制（外国貿易大臣が外資権をもたない企業の要求によっては、既存の貿易企業から外資権を引き上げ他に移譲するという制度）を改め、貿易企業並行指定制の導入をはかった。これによって、従来の同一品目単一貿易企業という体制が改められ、同一品目についても複数貿易企業が貿易取引に参加できるようになった。

1986年には、ハードカレンシー建て貿易分野でも、生産企業に対する外資権の賦与条件が緩和され、87年にはハードカレンシー建て輸出実績100万ドル以上の全企業に一般的貿易権限が与えられた。一般的貿易権限をもつ企業は、他企業からの委託あるいは自己勘定のいずれの形態でも、独自

(50) 同上書、216頁。

(51) 同上書、216頁。

(52) 同上書、216頁。

に對外貿易活動ができるようになった。上に述べてきたような貿易企業の数は、1989年時点では500社をこえるものとみられる。外貿権をもつ企業はこの改革の過程を経て、必ずしも對外貿易部の批准を経ることなく、貿易計画を立てることができるようになった。<sup>(53)</sup>

ユーゴスラビアの場合には、1952年から外貿権の下放が開始され、61年の一層の拡大を通じて、對外貿易は外貿専門機関（商社）の他に一定の条件を具えた大企業にも、中央政府の審査・批准の後認められるようになった。1965年には對外貿易の国家独占が廃止され、下級の企業にも外貿権が与えられることとなり、これら企業が貿易を行う場合、一定の条件を具えているものについては中央政府の批准を必要としないこととなった。これら企業は共和国あるいは自治州の執行委員会に属する協議委員会の審査・批准を経て、地方法務局に登録されたのち、對外貿易部に報告される。協議委員会に参加しなければならないのは言うまでもない。貿易経営は独立採算制で、貿易計画、財務、外貨運用、価格設定、マーケティング、人事、賃金、福利厚生などで広汎な自主権をもっている。今日外貿権をもつ企業は約1,700社に達するが、この中いわゆる貿易専門の企業は約400社余りで、貿易総額の約70%を占めている。<sup>(54)</sup>

ポーランドにおいても、1965年から貿易制度の改革と貿易企業再編の作業が開始され、82年には貿易を行う権限があらゆる経済単位にまで拡大された。<sup>(55)</sup> 東ドイツでは對外貿易は對外貿易部、工業部門コンビナートと對外貿易部、工業部門コンビナート所属部局と對外貿易部のいずれかに直轄、

(53) 貝出昭編「コメコン諸国の経済発展と對外経済関係」、アジア経済研究所、1988年、144～146頁。陳時万・劉澄・徐海寧編著「国際貿易政策与措施」、中国對外经济貿易出版社、1990年、219～220頁。

(54) 陳時万・劉澄・徐海寧編著「国際貿易政策与措施」、中国對外经济貿易出版社、1990年、223～224頁。

(55) 貝出昭編「コメコン諸国の経済発展と對外经济関係」、アジア経済研究所、1988年、109～118頁参照。

管轄、統轄されていたが<sup>(56)</sup>、周知のように1990年10月東西ドイツは統一されるところとなった。チェコスロバキアでは1990年4月より、法人だけでなく個人も自由に貿易活動ができるようになった<sup>(57)</sup>。ルーマニア、ブルガリアでも市場経済化が推進されている<sup>(58)</sup>。

一方で中国も、外貿権の下放・分散を推し進めてきた。

〔1〕 地方への外貿権の下放

- 広東・福建両省への貿易経営権下放 ……1980年
  - 北京・天津・上海3直轄市への貿易経営権下放 ……1980年
  - その他の省・自治区への貿易経営権下放 ……1982年以降
- 先ず最初に遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、広西チワン族自治区などに与えられたが、その後他の省・自治区にも貿易経営権が与えられていった。1982年から中ソ国境貿易が復活、85年から中蒙国境貿易も復活された<sup>(59)</sup>。1984年から一部地方による東欧諸国とのバーター貿易を許可、その後漸次その範囲を拡大、88年より積極的にソ連・東欧諸国との地方バーター貿易を奨励していった<sup>(60)</sup>。

〔2〕 工業部門への外貿権の委譲・賦与

- 中央の生産主管部門への貿易経営権委譲 ……1978年以降
- 生産企業への貿易経営権の賦与

〔3〕 その他生産あるいは商業活動に携わることが認可・設立された集団企業、あるいは株式会社形態の企業に対する貿易経営権の認可

1988年より請負経営責任制が全面的に導入され、遂行される具体的な貿易形態については、請負単位の経営の自由裁量にまかされることとなった<sup>(61)</sup>。

(56) 中津孝司著「ソ連・東欧貿易経営論」、晃洋書房、1991年、189頁。

(57) 日本貿易振興会編「1991年ジェトロ白書・貿易編・世界と日本の貿易」、日本貿易振興会、1991年、329頁。

(58) 同上書、339～342頁、323～326頁。

(59) 上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」、复旦大学出版社、1989年、174頁。

(60) 同上書、173頁。

(61) 貿易形態については別稿小論を予定している。

1991年より第二次請負経営責任制期間に入っている。

上述の外的環境条件の変化と中国自体の主体的貿易体制改革の進展によって、従来の主要協定貿易相手国との間では協定貿易外貿易が行われるようになり、<sup>(62)</sup> 1990年からはポーランドとの従来の協定記帳貿易は通貨決済に改められた。<sup>(63)</sup> また、1991年からはルーマニア、ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリーとの貿易も通貨決済に切り替えられた。<sup>(64)</sup> ソ連との従来の協定記帳貿易が1991年より通貨決済に切り替えられたことについては、すでに述べた通りである。<sup>(65)</sup> 1992年からは、朝鮮民主主義人民共和国との貿易も従来のバーター方式からドル決済方式に切り替えられた。<sup>(66)</sup> さらに指摘したように、発展途上国との協定記帳貿易もだんだんと少なくなってきている。産油国などは国際収支上の問題もなくなってきたため、双務記帳貿易を通貨決済に切り替えるようになった模様である。<sup>(67)</sup>

### (3) 今後の動向—その基本要因

協定貿易の地位低下の原因はどのように見たらよいのであろうか。主要な要因を以下4点にまとめて、今後の動向を占う素材としたい。

第1には、やはり東西冷戦構造の緩和と終結を挙げなければならない。1950年代の協定貿易は紛れもなく、西側陣営に対す社会主義陣営の一枚岩の結束の上に基礎を置いていた。また中央集権型社会主義計画経済体制は、資本主義経済体制よりもはるかに優れた体制であるとの確信にみちていた。この認識の上に立って、ソ連の援助の下に協定貿易を推し進めていっ

(62) 協定貿易外貿易についてはすでにⅠの部分で触れたが、それらはいずれも1980年以降展開されてきたものである（前掲書、172～175頁）。

(63) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編「中国対外経済貿易年鑑・1991/92」, 中国広告有限公司, 1991年, 309頁。

(64) 「同上年鑑」, 309頁。

(65) 「同上年鑑」, 309頁。

(66) 「日本経済新聞」, 1992年1月30日号。

(67) 上海対外貿易協会編「対外経済貿易実用大全」, 复旦大学出版社, 1989年, 343頁。

たのであった。しかし、中ソの対立の進展につれて、中国は西側先進工業国との貿易に傾斜していくようになり、東西冷戦構造も協定貿易展開の一条件にすぎない面もみせつけられた。中国はこの過程で、協定貿易なるものを再検討する機会をもえたはずである。とはいえ、冷戦構造が社会主義諸国間の協定貿易促進に果たした役割が大きかったことは事実であり、冷戦構造の緩和と終結が協定貿易の地位低下の大きな要因であることは、最近の中朝貿易の成り行きをみても明らかなことである。

第2には、社会主義諸国における経済体制改革の進展である。経済体制改革の問題自体は各国の国内的事情に関することではあるが、しかしやはりこの問題も、東西冷戦構造の緩和と終結といった事態の進展と背後で深くかかわっている。従来の中核集権型計画経済体制が漸次分権型計画経済体制に改められていく中で、協定貿易の影が薄くなっていくのは当然の成り行きである。

第3に、従来の中朝貿易の主要相手国の経済的地位の低下である。ソ連邦崩壊前夜の協定貿易の問題点についてはすでにみてきたが、中国にとって従来の中朝貿易相手国は、技術水準をも含めて経済的意味からした中国側の需要に合わなくなってきている。また、それら諸国の経済体制改革は必ずしも順調に進んでいない。

第4に、すでに指摘したように、発展途上国は近來協定貿易に意欲をもたなくなっている。

改革・開放政策を推し進める中国は、伝統的形態の貿易を主としつつも、機動性をもつ変則特殊貿易にも意欲的に取り組んでいる。委託加工、ノックダウン、補償貿易、バーター貿易、加工貿易、委託・代理形態を通ずる貿易、国境貿易などが機動性変則特殊貿易である。この中において、上に述べてきたような基本要因が基底にあるうえに、独立国家共同体各国、東欧諸国の当面の政治的情況、アジア社会主義諸国の政治經濟的情況をも考え合わせると、中長期的にも短期的にも協定貿易の地位が下がっていくのは必至のこととみられる。